

地域福祉の推進主体である区市町村が 社会福祉法人に効果的に関与できるガイドブックを作成しました

～ 社会福祉法人の適正な経営の確保に向けて ～

都民が安心して、福祉サービスを利用できるためには、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の適正な経営が重要です。東京都は、社会福祉法人経営適正化事業の一環として、この度、課題のある社会福祉法人に対して東京都と区市町村が連携して対応した事例を盛り込んだ「区市町村の関与の在り方ガイドブック」を作成しましたので、お知らせします。

なお、国においては地域主権戦略大綱により、社会福祉法人に関する都道府県の権限の一部を、市などに移譲するとされています。

1 区市町村と社会福祉法人とのかかわり

- 区市町村は、介護保険の保険者、保育の実施者等、福祉の実施主体であり、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者の状況を把握しておく必要があります。
- 区市町村は、地域福祉を推進する中で、社会福祉法人が提供しているサービスの種別、質と量を把握する必要があります。
- さらに、公立福祉施設の民間移譲、指定管理者の公募、公有地活用により福祉施設を社会福祉法人に建設させる場合等には、社会福祉法人の経営や実態を詳細に把握する必要があります。

こうした時に、確認したいポイントや実態把握のための財務指標を記載しました。

また、東京都が行っている社会福祉法人の認可の審査事務を紹介しています。

2 問題を解決するために必要な区市町村の関与

利用者サービスに関する苦情のある法人のケースなど、問題のある社会福祉法人に対して、東京都と区市町村が連携して改善させた6つの具体的事例を記載しました。

問い合わせ先	福祉保健局指導監査部指導調整課 水野・井内（イワ） （直通）03-5320-4050 （内線）34-510、34-521
--------	---